

～税務のチェックポイント Q&A 9～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

事前確定届出給与の支給日に定めどおりに支給されたかどうかの判定

《内容》

A社（3月決算）は精密部品加工業を営む資本金5,000万円の中小企業ですが、前期の定時株主総会（5月27日開催）において、今期（X年）の取締役の事前確定届出給与に対して、今期（X年）の12月25日及び翌年（X+1年）6月25日にそれぞれ100万円を支給する旨の定めを決議し、届出期限までに所轄税務署長へ届け出ました。

この定めに従い、A社は、今期（X年）の12月25日には100万円を支給しましたが、今年（X+1年）の6月25日には、資金繰りの都合がつかなくなったため、50万円しか支給しませんでした。

この場合、今期（X年）の12月25日に届出どおりに支給した役員給与についても、損金の額に算入されないこととなるのでしょうか。

『答』

今期（X年）の12月25日に届出どおり支給した役員給与については、損金の額に算入することは認められます。

（解説）

1 役員給与のうち、定期同額給与以外の給与で、届出期限までに納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をする等の一定の要件を満たしている場合のいわゆる「事前確定届出給与」は、その法人の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができます（法人税法34①二）。

この事前確定届出給与は、支給時期、支給金額が事前に確定し、実際にもその定めのとおり支給される給与に限られものとされています（法人税基本通達9-2-14）。

したがって、所轄税務署長へ届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合には、事前確定届出給与に該当しないこととなります。

2 一般的に、役員給与は定時株主総会から次の定時株主総会までの間の職務執行の対価であると解されていますので、その支給が複数回にわたる場合であっても、定めどおりに支給されたかどうかは当該職務執行の期間を一つの単位として判定すべきであると考えられます。

ご質問のケースのように、その職務執行の期間内に12月と6月に複数回の支給がある場合には、原則として、その職務執行期間に係る当該事業年度及び翌事業年度における支給について、その全ての支給が定めどおりに行われたかどうかにより、事前確定届出給与に該当するかどうかを判定することとなります。

3 A社が、5月28日から翌年5月27日までを職務執行期間とする役員に対し、今期（X年）の12月25日及び翌期（X+1年）の6月25日にそれぞれ100万円の給与を支給することを定め、所轄税務署長に届け出た場合において、仮に、今期（X年）の12月25日には50万円しか支給せず、翌期（X+1年）の6月25日には満額の100万円を支給したときは、その職務執行期間に係る支給の全てが定めどおりに行われたとはいえないため、その支給額の全額の150万円（50万円+100万円=150万円）が事前確定届出給与には該当せず、損金不算入となります。

しかし、ご質問のように、今期（X年）の12月25日は定めどおりに100万円は支給したものの、翌期（X+1年）の6月25日において定めどおりに支給しなかった場合は、その支給しなかったことにより今期の課税所得に影響を与えるようなものではないことから、翌期（X+1年）の6月25日に支給した50万円の事前確定届出給与額のみについて損金不算入となるとされています。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。